

8 番 時吉 茂治 議 員

1 民生委員について

- (1) 民生委員法第1条は「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」としている。民生委員は地域社会全体の住民が安心して暮らせる重要な役割を果たしている。現在本市における民生委員の定数は何名か。
- また、民生委員のいない地域は何箇所あるのか。令和4年の改選時で1期3年で辞められた民生委員数を示されたい。
- (2) 民生委員の活動は無報酬の奉仕活動である。その一方で現代社会の様々な課題が、民生委員の業務に多大な影響を与え、その負担を大きくしている。労働の対価としての報酬がなく「社会奉仕の精神」という精神論だけでは、モチベーションの維持が難しいと思われる。民生委員の活動にかかる交通費や通信費などは一部支給されているが、自己負担となる部分も多くあるという。本市における民生委員に対する活動費は、年額幾ら支給されているかを示されたい。
- また、活動費の増額は考えられないかを示されたい。
- (3) 福祉分野にとどまらず、防災、消費者保護など様々な分野で行政からの協力依頼が増加している。民生委員には守秘義務が課されている。民生委員の負担を少しでも軽減するため、情報の共有は図られているのかを示されたい。
- (4) 地域住民との関係が薄れ、民生委員の活動内容やその重要性が地域住民に十分に理解されていないと思われる。民生委員の地域における役割の重要性を、どのようにして周知するのかを示されたい。
- (5) 民生委員の活動は、介護、生活保護、障がい者福祉、高齢者福祉、子育て支援等多岐にわたる専門的な知識が必要となってくる。自身での研鑽やスキルアップはもちろんのことではあるが、専門知識を持つ民生委員を育成したり、事例検討会や研修を通じて、スキルアップを図る研修機会があるのか。
- (6) 民生委員だけでは解決できない困難な事例や深刻な問題（DVや家庭問題等）に直面したときの支援体制は整っているのか。

- (7) 公民館等で行う「運動サロン」は、地域の高齢者の健康維持や交流の場として、健康寿命の延伸に重要な役割を果たしている。運動サロンの活動を発展させて、日帰りのバス研修旅行を実施したいとの声が上がっている。高齢者クラブのように、運動サロンも日帰り研修旅行が実施できるように市が補助できないか。
- (8) 相談者から証明書に署名を求められることもある。証明書に署名した内容に責任を負うことになるから軽々に署名はできない。行政や関係機関は証明する書類の例と署名する際に確認すべき内容を具体的に解説し、事例を示しておく必要があると思うがどうか。